第二号ロの表の技研金物株式会社の項中「金属プレス加工」を「金属プレス加工、プラスチック成形」に、千野製作所の項中「千野製作所」を「株式会社千野製作所」に改め、「山梨県北杜市大泉町西井出八千七百九十六―七十二」を「山梨県北杜市大泉町西井出八千七百九十六番地七十二」に改め、同表に次のように加える。

有限会社富岡製作所	群馬県太田市下浜田町六百九十六番地	溶接
ケービー産業株式会社	大阪府泉北郡忠岡町忠岡北一丁目五番二十四号	帆布製品製造

○法務省告示第百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

株式会社フジリンクス	東京都台東区寿一丁目十三番二号	クリーニング

第二号ロの表に次のように加える。

大木牧場	千葉県成田市横山三百六十七番地五	畜産農業

○法務省告示第百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社トーカイパック	愛知県名古屋市東区葵一丁目十一番六号	工業包装

○法務省告示第百六十八号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号の表に次のように加える。

株式会社ポニーコーポレーション	岐阜県岐阜市葭町六丁目九番地	婦人子供服製造
平田株式会社	岐阜県大垣市墨俣町墨俣千九十八番地	婦人子供服製造

○法務省告示第百六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十二号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第二号の表に次のように加える。

株式会社奥村製作所	愛知県名古屋市緑区乗鞍二丁目千二百一番地	溶接

○法務省告示第百七十号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月六日

法務大臣　江田　五月

第一号中「大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号大阪化学繊維会館四階」を「大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号」に改める。

第二号の表の株式会社サニーエンジニアリングの項中「仕上げ」を「仕上げ、機械加工」に改め、信和化成株式会社の項中「大阪府東大阪市若江東町五丁目六番二十八号」を「大阪府東大阪市長田中二丁目二番三十号」に改める。

○財務省告示第百二十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年三月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年四月六日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百七十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法

イ　価格競争入札発行（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千七百四十八億五千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千六百四十億二千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆四千七百三十五億二千四百五十二万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千六百三十九億千二百二十五万八十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年三月七日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭以上のそれぞれの応募価格